

〈9/25 監視チームにおける議論のまとめ〉
1. 防火帯の詳細及び防火帯内部の施設の防火
○ 防火帯内部の施設の防火について、火災
区画毎に示したうえで、防消火設備及び体制
により対応が可能であることを説明すること。

防火帯の詳細と防火帯内部の施設の防火について

【概要】

- 高放射性廃液貯蔵場(HAW)及びガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟が森林火災の影響を受けないよう、再処理施設敷地内に防火帯を設置することとし、その設置計画を廃止措置計画(令和2年8月7日変更を届出)において示した。
- 計画した防火帯においては、防護対象施設である高放射性廃液貯蔵場(HAW)及びガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟以外の施設が存在することから、それらの防火帯に囲まれた区域内にある施設を火源とした広域火災が生じるおそれがないことを示すために、保管されている危険物、それらに対応するための防消火設備及び体制について第49回東海再処理施設安全監視チーム会合において説明した。
- 説明に対して監視チームより、「防火帯内部の施設に保管されている危険物と防消火設備との関係を整理するに当たっては、施設(建屋)毎ではなく、火災区画毎に示した上で、防消火設備及び体制により対応が可能であることを示すこと」というコメントを受けた。
- 上記コメントに基づき、改めて危険物を取り扱うセル・部屋ごとの危険物の種類・数量、防消火設備(検知装置、消火設備の種類や消火剤貯蔵量、自動作動の有無)を整理するとともに、火災検知時の初動体制について示した。
(※資料において前回会合資料からの主要な変更箇所を $\color{red}{\boxed{\quad\quad\quad}}$ で示した。)
- 以上より、防火帯に囲まれる区域内にある施設における火災に対して適切に対応することが可能な防消火設備及び体制を備えており、防火帯に囲まれる区域内にある施設からの火災により、想定する森林火災に相当する規模の広域火災が生じるおそれはないことを確認した。

令和2年10月22日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

防火帯の詳細と防火帯に囲まれる区域内の施設の防火について

1. 概要

添付資料6-1-4-8-6において、想定する森林火災から高放射性廃液貯蔵場（HAW）及びガラス固化技術開発施設（TVF）ガラス固化技術開発棟を防護するために防火帯を設けることとし、その計画（計画Bが有望であること）を示した。

ここでは、ウォークダウン結果に基づき防火帯を設置することとした現場の詳細状況と整備の方針を示すとともに、防火帯に囲まれる区域内に含まれる施設において取り扱う危険物についても適切な防消火設備及び体制を備えていることから森林火災の影響を超える広域火災の発生源にならないことを示す。

2. 防火帯の計画

2.1 防火帯

防火帯とは、防護対象設備への外部火災の延焼被害を食い止めるために防護対象設備を囲むように設けられる、可燃物のない帯状の区域である。防火帯の幅は、想定する森林火災の最大火線強度と風上方向（火災が延焼してくる方向）の森林の有無に応じて定められる²。

廃止措置計画において、森林火災に対する防護対象設備は高放射性廃液貯蔵場（HAW）、ガラス固化技術開発施設（TVF）ガラス固化技術開発棟、第二付属排気筒である。その防護のために設ける防火帯の基本計画を図1に示す。

防護対象施設の北側及び東側方向の近傍には、既設建家・構築物を範囲に含めずに必要な防火帯ルートを確保できないことから、北側は再処理警備所から東に向かう舗装道路を防火帯として利用し、東側は真砂橋から南に向かう舗装道路を防火帯として利用する。なお、南東隅部については現在設計が進められているプルトニウム転換技術開発施設管理棟付属駐車場（可搬型事故対処設備の配備場所）の地盤改良工事（令和3年4月申請予定）に併せて整備する計画としている。

2.2 防火帯の整備及び管理の条件

防火帯は以下に示す「配置要件」と「管理要件」を満足するものとする。

○ 配置要件

- 防火帯は防護する建家周囲を切れ目なく囲む帯状の区域とすること。
- 以下の必要防火帯幅を確保すること。

風上（防火帯外縁方向）に樹木がない場合 : 9 m 以上

(評価上は8.5 m以上であるが余裕を考慮して9 m以上とする。)

風上(防火帯外縁方向)に樹木がある場合 : 21 m以上

- c. 高放射性廃液貯蔵場(HAW)及びガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟の外壁と防火帯外縁の距離は、以下の危険距離(防護する建家外壁と火炎の離隔距離として最低限必要な距離)以上確保すること。

高放射性廃液貯蔵場(HAW) : 14 m

ガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟 : 13 m

第二付属排気筒 : 19 m

- d. 自衛消防による延焼防止活動(予防散水)が可能であること。すなわち、付近に消火栓があるか、消防車が進入でき、散水活動が可能な空間があること。

○ 管理要件

- a. 防火帯区域内には可燃物がないこと。なお、不燃性材料で構成された小規模な構築物、フェンス、外灯等は例外と出来る。
- b. 防火帯区域内には樹木がないこと。また草木の自生を防止すること。
- c. 防火帯区域内に車両等を駐車しないこと(一時的な通過・停車は除く。)

2.3 防火帯周辺の状況

2.3.1 北側

北側の防火帯(図2)は再処理警備所から東に向かう舗装道路を主たる区域とし、必要な防火帯幅(9 m)の確保のために拡張を行う。当該道路の南端は既設設備(廃溶媒処理技術開発施設(ST)、焼却施設(IF)及び廃溶媒貯蔵場(WS))が道路際に建てられていることから、道路を含め北方向に必要な幅の防火帯を設置する計画とする。

防火帯の外縁北側の再処理施設敷地には、ウラン貯蔵庫(U03)や低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)等の鉄筋コンクリート造建家が複数あり、道路等により舗装されている面積が多くを占めること、樹木等は少なく下草程度の植栽であることから、このエリアに再処理敷地外から森林火災が延焼したとしても、下草が燃える程度の小規模なものと考えられる。

道路北側を拡張して不燃帯を設ける場合に、歩道、植栽及び一部既設の設備が含まれるため、舗装あるいはモルタル吹き付け、設備の移設を行う。また、防火帯外縁及び内縁側の近傍に植栽がある場合、樹木の生育による防火帯内への侵入を予防するために伐採等を行う。

2.3.3 東側

東側の防火帯(図3及び図4)は真砂橋から南に向かう舗装道路を主たる区域とし、必要な防火帯幅(9 m)の確保のために拡張を行う。当該道路のうち、アスファルト固化処理

施設は道路内縁の際に建てられているので防火帯の拡張は外縁部で行う。また、放出廃液油分除去施設のシャッター部は道路外縁の際に建てられているので防火帯の拡張は内縁部で行う。なお、排気ダクトと連絡橋が当該道路上部を横断しているが、これらは不燃物・耐火物（鋼材、アルミ板、ステンレス、ケイカル板、モルタル・コンクリート等）で構成されていることから延焼の要因とはならず撤去は不要である。

防火帯の外縁東側の再処理施設敷地には、放出廃液油分除去施設（C）や高放射性固体廃棄物貯蔵施設（HAS）等の鉄筋コンクリート造建家が散在し、その周囲に樹木等は少なく下草程度の植栽である。南東側についてもアスファルト固化体貯蔵施設（AS1）や第一低放射性固体廃棄物貯蔵施設（1LA）等の鉄筋コンクリート造建家が複数あり、道路等により舗装されている面積が多くを占めること、樹木等は少なく下草程度の植栽であることから、このエリアに再処理敷地外から森林火災が延焼したとしても、下草が燃える程度の小規模なものと考えられる。

分離精製工場（MP）のトラックエアロック付近にある植栽は、樹木の生育による防火帯内への侵入を予防するために伐採等を行う。

2.3.4 西側

西側の防火帯（図 5）は、再処理警備所からガラス固化技術開発施設へと向かうフェンス沿いの舗装道路を主たる区域とし、必要な防火帯幅（9 m）の確保のために拡張を行う。

他方面と同様に外縁・内縁近傍の植栽については、樹木の生育による防火帯内への侵入を予防するために伐採等を行う。防火帯の一部に再処理施設境界付近のフェンス、監視カメラ、街灯、共同溝の入り口・排気筒（鉄筋コンクリート造構築物）等が含まれるものの、これらは小規模な設備で不燃材料で構成されていることから撤去等の対応は不要とするが、その他の既設設備については撤去等の対策をとる。

2.3.4 南側

南側の防火帯（図 6）は再処理施設とプルトニウム燃料技術開発センターの間の舗装道路を主たる区域とし、必要な防火帯幅（21 m）の確保のために拡張を行う。当地点では防火帯外縁方向となるプルトニウム燃料技術開発センターの駐車場脇及び構内グラウンド周囲に樹木が生育しているため、風上に森林がある場合の防火帯幅としている。

道路幅だけでは21 mを確保できないため、土留壁周辺と南側斜面まで必要な幅で不燃帯を拡幅する。また、南東隅部については現在設計が進められているプルトニウム転換技術開発施設管理棟付属駐車場（可搬型事故対処設備の配備場所）の地盤改良工事（令和3年3月申請予定）に併せて整備する計画とする。

防火帯の一部に再処理施設境界付近のフェンス、監視カメラ、街灯、共同溝の入り口・排気筒（鉄筋コンクリート造構築物）等が含まれるものの、これらは小規模な設備で不燃

材料で構成されていることから撤去等の対応は不要とする。

2.4 防火帯工事について

防火帯の整備においては、防火帯内（防火帯の外縁と内縁に挟まれる区画内）に可燃物が配置されないよう、以下の処置を行う。

- ・防火帯内に含まれることになる既設の可燃物の撤去
- ・防火帯内及び近傍の草木の伐採及び生育防止のための舗装・モルタル吹付
- ・防火帯であることを示すマーキングや標識の設置

防火帯工事については、プルトニウム転換技術開発施設管理棟付属駐車場（可搬型事故対処設備の配備場所）の地盤改良工事の範囲と重複するため、全ルートの完成は当該地盤改良工事の完成予定である令和4年3月以降となる。また、東側の防火帯は漂流物防護柵の工事区間とも重複する可能性があることから、これらの工事計画との調整を考慮した上で設工認の申請時期を定めることとする。

3. 防火帯に囲まれる区域内的の施設の防火について

防火帯に囲まれる区域内にある施設からの火災により、想定する森林火災に相当する規模の広域火災が生じるおそれがないことの確認として、以下について示す。

- ・防火帯に囲まれる区域内にある施設が保有している危険物の種類及び数量
- ・特に数量の多い危険物を取り扱う施設の防消火設計（防火区画・火災検知・消火設備）
- ・火災検知時の対応

3.1 防火帯に囲まれる区域内的の施設が保有する危険物について

計画している防火帯に囲まれる区域内にある施設を表 1及び図 1, 図 8に示す。これらの施設において保有・保管している主な危険物を、後述する施設毎の防消火設備と合わせて表 2及び表 3に示す。

再処理施設は廃止措置段階であるため、再処理運転時に必要としていた化学薬品（ヒドラジン等）の多くは廃棄済み、あるいは今後廃棄する予定である。したがって、数量として多く保管している危険物は、過去の再処理運転で使用した廃溶媒（TBP, ドデカンの混合溶媒で、消防法等に定められる危険物の第四類 第三石油類に該当）と、非常用発電機の燃料（軽油）となっている。

非常用発電機の燃料は、発電機への給油時に使用する小出槽の少量分を除けば、消防法等に基づき設けられた屋外の地下タンク貯蔵所で保管していることから、火災の可能性は低く、また地表の火災からの熱影響は受けない。

3.2 防火帯に囲まれる区域内的の施設の防消火設備

保管数量の大きな廃溶媒は、廃棄物処理場（AAF）、廃溶媒処理技術開発施設（ST）、廃溶媒貯蔵場（WS）、スラッジ貯蔵場（LW）のセル内に設置された貯槽で保管されている。これらの廃溶媒を取り扱う場所の防消火の考え方は以下の通りとなっている。

- ・火災発生の検知のために、貯槽内の廃溶媒の温度警報が設置されている。
- ・火災の消火のために、貯槽内に炭酸ガスを注入するための炭酸ガス消火設備を設けている。併せて、貯槽が設置されたセルに水噴霧消火設備を設けている。
- ・貯槽内の溶媒の温度が所定値以上となった場合、上記の炭酸ガス消火設備が自動起動する。その後の監視状況（貯槽内温度の上昇傾向や周囲への火災の波及）に応じて、手動により炭酸ガス消火設備の追加作動及び水噴霧消火設備の作動を行う。
- ・その他の消火設備として、ABC消火器、車載式消火器、屋内消火栓が設置されている。

焼却施設（IF）においては、廃溶媒処理技術開発施設（ST）において廃溶媒から分離回収されたドデカン（回収ドデカン）を取り扱う。この回収ドデカンはセル内ではなく、アンバー区域の室内で取り扱われるが、消火設備の考え方は上記の廃溶媒を保管している施設と同じ（貯槽に対して炭酸ガス消火設備、貯槽が設置されている部屋に対して水噴霧消火設備を設置）である。また、焼却施設（IF）では焼却炉の燃料としてケロシンや、TBPの燃焼によって生じるリン酸による焼却炉の腐食を抑制するために添加するオクチル酸カルシウムといった危険物も取り扱うが、それらの危険物を扱う貯槽に対する消火設備の考え方も同じとしている。

廃溶媒等を扱う施設は放射性物質の閉じ込めのため負圧管理が行われており、セル等の換気ダクトの開口部に防火ダンパを設置すると負圧管理上問題となることから、建設時に建築基準法等で要求される防火区画の免除を受けている。しかしながら、主要構造部は耐火構造（鉄筋コンクリート）であり、内装設備も金属や不燃性あるいは難燃性材料を多く使用していることから、延焼のおそれは低い。

例としてセル内に危険物（廃溶媒）を保管する貯槽がおかれた施設の例として図 9に廃溶媒貯蔵場の消火設備の状況を示す。また、図 10及び図 11に焼却施設（IF）の危険物（回収ドデカン、ケロシン・オクチル酸カルシウム）を取り扱う貯槽がおかれた階の消火設備の状況を示す。焼却施設（IF）ではそれらの部屋にも作業員が立ち入ることから、防火区画に準ずる区画となっている。

3.3 防火帯に囲まれる区域内的の施設の防消火体制

再処理施設において、自動火災警報が吹鳴した場合、分離精製工場（MP）の中央制御室に設置された集中監視盤にて信号を検知し、当直長が緊急放送を行うとともに、直ちに従業員による現場確認を行う。現場確認において火災を発見した場合は、備え付けられた消

火器や消火栓を用いて初期消火を行う体制となっている。公設消防への通報は、自動火災警報が吹鳴した時点で、直ちに当直長等が行う。

夜間・休日時においても、分離精製工場（MP）の中央制御室、廃棄物処理場（AAF）の制御室、ユーティリティ施設の制御室、ガラス固化技術開発施設（TVF）の制御室に常駐している運転員により現場確認、初期消火を行う体制としている。

3.4 結論

防火帯に囲まれる区域内的の施設において火災が生じたとしても、直ちに検知する設備として自動火災警報器や温度警報が備えられており、それらが発報した場合には休日・夜間も常駐している運転員等により公設消防への通報、現場確認及び初期消火が可能な体制となっている。

さらに、貯蔵量の多い廃溶媒の取扱設備については、自動的に炭酸ガスを噴射して消火する設備を有しているとともにセルまたは部屋には運転員操作により起動する水噴霧消火設備を備えているなど、多重の消火手段が用意されている。また、これらの防消火設備は消防法等に準拠して設置されている。

以上より、防火帯に囲まれる区域内にある施設における火災に対して適切に対応することが可能な防消火設備及び体制を備えており、防火帯に囲まれる区域内にある施設からの火災により、想定する森林火災に相当する規模の広域火災が生じるおそれはない。

参考文献

1. “核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書”，令和2年8月7日
2. “原子力発電所の外部火災影響評価ガイド 附属書A 森林火災の原子力発電所への影響評価について”，原子力規制委員会，平成25年6月19日

表 1 計画している防火帯に囲まれる区域内に含まれる施設

施設（建家）名	略称	図 1 での位置
分離精製工場	MP	D-5
高放射性廃液貯蔵場	HAW	C-6
ウラン脱硝施設	DN	D-4
クリプトン回収技術開発施設	Kr	B-5
ユーティリティ施設	UC	B-4
除染場	DS	D-4
アスファルト固化処理施設	ASP	E-4
第二低放射性廃液蒸発処理施設	E	D-3
第三低放射性廃液蒸発処理施設	Z	E-3
焼却施設	IF	D-3
廃棄物処理場	AAF	D-3
廃溶媒処理技術開発施設	ST	C-3
廃溶媒貯蔵場	WS	C-3
スラッジ貯蔵場	LW	C-3
第二スラッジ貯蔵場	LW2	C-3
分析所	CB	C-4
プルトニウム転換技術開発施設	PCDF	E-6
プルトニウム転換技術開発施設 管理棟	—	E-6
ガラス固化技術開発施設 ガラス固化技術開発棟	TVF	B-6
ガラス固化技術開発施設 ガラス固化技術管理棟	—	A-6
技術管理棟	—	B-4
技術管理棟付属建家	—	B-3
管理事務棟	—	B-4

表 2 防火帯に囲まれる区域内にある施設における危険物の取扱状況とそれら施設における防消火設備 (1/2)

防火帯内の区域にある施設 (可燃物・危険物を保有する施設)		可燃物・危険物の状況				防消火設備			備考		
施設名	略称	保管場所		種類	数量		火災検知の方法	初期消火の方法		自動 作動	
		部屋	機器		危険物分類	品名			最大取引量※1		在庫量 (R2.9時点)
焼却施設	IF	廃活性炭供給室 A308 (地上3階)	廃活性炭供給槽 V25	第四類	ケロシン、オクテル酸カルシウム	3523 L (焼却伊使用量含む)	0 L	貯槽温度警報・監視、 貯槽には自動火災警報器 (煙感知器)が設置。	貯槽内部：炭酸ガス消火設備、室 内：水噴霧消火設備、屋内消火 栓、車載式消火器、ABC消火器	無	炭酸ガス消火装置(消火剤貯蔵量はV21に6 kg、V25に3.3 kg※3)及び水噴霧消火設備は手動操作。
		オフガス処理室 A005 (地下1階)	回収ドデカン貯槽 V21								
		オフガス処理室 A005 (地下1階)	回収ドデカン貯槽 V21	第四類	ドデカン(廃溶媒から回収したドデカン)、TBP(回収ドデカンに含まれる微量)	2403 L (焼却伊使用量含む)	196 L				
廃棄物処理場	AAF	廃溶媒貯蔵セル R022 (地下1階)	廃希釈剤貯槽 V10	第四類	TBP、ドデカン(廃溶媒)	19100 L	2100 L	貯槽温度警報・監視、 R022、R023のセルに温度 警報装置(FDT)が設置。 なお、当該貯槽のある地下 階のセル外には警報器が 設置されていないが、 地上階の部屋には設置さ れている(熱感知器)。	貯槽内部：炭酸ガス消火設備 セル内：水噴霧消火設備、 セル外：屋内消火栓、ABC消火器	炭酸ガ ス消火 設備	炭酸ガス消火装置は所定温 度で自動起動(消火剤貯蔵 量はV10、V11の各槽毎に30 kg※3)。 水噴霧消火設備は手動操 作。
		廃溶媒貯蔵セル R023 (地下1階)	廃溶媒・廃希釈剤貯槽 V11	第四類	TBP、ドデカン(廃溶媒)	19100 L	16900 L				
		低放射性固体廃棄物カートン保管室 A142 (地上1階)	—	指定可燃物	ぼろ及び紙くず	30000 kg	18990 kg	自動火災消火設備 (熱感知器、煙感知器)	屋内消火栓、ABC消火器	無	水噴霧消火設備は手動操 作。
		低放射性固体廃棄物受入処理室 A143 (地上1階)	—					自動火災消火設備 (熱感知器)	水噴霧消火設備、屋内消火栓、 ABC消火器		
		低放射性固体廃棄物クレーン室 A144 (地上1階)	—					自動火災消火設備 (熱感知器)	屋内消火栓、ABC消火器		
		予備室 A241 (地上2階)	—					自動火災消火設備 (熱感知器)	屋内消火栓、ABC消火器		
		屋外タンク貯蔵所(屋外・地上)	試薬貯槽 V31	第四類	オクテル酸カルシウム	1200 L	0 L	目視	屋外消火栓、車載式消火器	無	オクテル酸カルシウムとケ ロシンは焼却施設(IF)に て使用。
	燃料貯槽 V19	第四類	ケロシン	4600 L	3400 L						
廃溶媒処理技術開発施設	ST	廃溶媒受入セル R006 (地下2階)	受入貯槽 V10	第四類	TBP、ドデカン(廃溶媒)	9980 L	2300 L	貯槽温度警報・監視、 R005、R006、R007のセル 内には温度警報装置 (FDT)が設置。 セル以外の部屋には自動 火災警報器(熱感知器又は 煙感知器)が設置。	貯槽内部：炭酸ガス消火設備、セル 内：水噴霧消火設備、 セル外：屋内消火栓、車載式消火 器、ABC消火器	炭酸ガ ス消火 設備	炭酸ガス消火装置は所定温 度で自動起動(消火剤貯蔵 量はV10、V11の各槽毎に15 kg、V30、V31、V32の各槽毎 に30 kg※3)。 水噴霧消火設備は手動操 作。
			受入貯槽 V11	第四類	TBP、ドデカン(廃溶媒)	9980 L	4100 L				
		TBP貯蔵セル R005 (地下2階)	TBP貯槽 V31	第四類	TBP(廃溶媒から分離されたもの)	19960 L	4800 L				
		廃シリカゲル貯蔵セル R007 (地下2階)	廃シリカゲル貯槽 V32	第四類	ドデカン(廃溶媒から分離されたもの)	19960 L	6600 L				
		希釈剤貯蔵室 A013 (地下2階)	希釈剤貯槽 V30	第四類	ドデカン(廃溶媒から分離されたもの)	20000 L	8500 L				
試薬調整室 G210 (地上2階)	エポキシ樹脂貯槽 V68	指定可燃物	エポキシ樹脂	2100 L	1300 L	自動火災警報器(煙感知器)	屋内消火栓、消火器	無			
廃溶媒貯蔵場	WS	廃溶媒貯蔵セル R020 (地下1階)	廃溶媒貯槽 V20	第四類	TBP、ドデカン(廃溶媒)	19919 L	9700 L	貯槽温度警報・監視、 R020、R021、R022、R023 のセルに温度警報装置 (FDT)が設置。 セル以外の部屋には自動 火災警報器(煙感知器) が設置。	貯槽内部：炭酸ガス消火設備、セル 内：水噴霧消火設備、 セル外：屋内消火栓、車載式消火 器、ABC消火器	炭酸ガ ス消火 設備	炭酸ガス消火装置は所定温 度で自動起動(消火剤貯蔵 量はV20～V23の各槽毎に27 kg※3)。 水噴霧消火設備は手動操 作。
		廃溶媒貯蔵セル R021 (地下1階)	廃溶媒貯槽 V21	第四類	TBP、ドデカン(廃溶媒)	19919 L	17300 L				
		廃溶媒貯蔵セル R022 (地下1階)	廃溶媒貯槽 V22	第四類	TBP、ドデカン(廃溶媒)	19919 L	16300 L				
		廃溶媒貯蔵セル R023 (地下1階)	廃溶媒貯槽 V23	第四類	TBP、ドデカン(廃溶媒)	19919 L	11700 L				
スラッジ貯蔵場	LW	廃溶媒貯蔵セル R031 (地下1階)	廃溶媒貯槽 V10	第四類	TBP、ドデカン(廃溶媒)	19940 L	15800 L	貯槽温度警報・監視、 R031、R032のセルに温度 警報装置(FDT)が設置。 セル以外の部屋には自動 火災警報器(煙感知器) が設置。	貯槽内部：炭酸ガス消火設備、 セル内：水噴霧消火設備、 セル外：車載式消火器、ABC消火 器	炭酸ガ ス消火 設備	炭酸ガス消火装置は所定温 度で自動起動(消火剤貯蔵 量はV10、V11の各槽毎に30 kg※3)。 水噴霧消火設備は手動操 作。
		廃溶媒貯蔵セル R032 (地下1階)	廃溶媒貯槽 V11	第四類	TBP、ドデカン(廃溶媒)	19100 L	17600 L				

※1 消防法に基づき許可された危険物の取扱数量。一般取扱所の場合は、貯蔵量と使用量を含めた値。(一般取扱所として届け出ている施設：分離精製工場、焼却施設、ユーティリティ施設非常用発電機設備)

※2 少量危険物は消防法で定められた指定数量に満たない危険物。法人事業所の場合、指定数量の5分の1以上、指定数量未満。(ただし、指定数量以上を保管している施設の少量危険物は記載していない)

※3 消防法施行規則第19条第4号一項イに従い配備している消火剤の貯蔵量。

表 3 防火帯に囲まれる区域内にある施設における危険物の取扱状況とそれら施設における防消火設備 (2/2)

防火帯内の区域にある施設 (可燃物・危険物を保有する施設)		可燃物・危険物の状況						防消火設備			備考	
		保管場所		種類		数量		火災検知の方法	初期消火の方法	自動 作動		
施設名	略称	部屋	機器	危険物分類	品名	最大取引量※1	在庫量 (R2.9時点)					
アスファルト固化処理施設	ASP	アスファルト貯蔵室 G018 (地下1階)	アスファルト貯槽 V45	指定可燃物	アスファルト原料	22500 kg	6625 kg	自動火災警報器 (煙感知器)	水噴霧消火設備、屋内消火栓、ABC消火器	無	水噴霧消火設備は手動操作。	
ガラス固化技術開発施設 ガラス固化技術管理棟	-	非常用発電機室	燃料小出槽	第四類	非常用発電機燃料 (軽油)	燃料小出槽容量: 490 L	360 L	自動火災警報器 (熱感知器、分布型熱感知器)	屋内消火栓、ABC消火器	無	TVF管理棟の非常用発電機室は少量危険物貯蔵取扱施設※2であるため届出を行っている最大貯蔵数量を記載。	
			潤滑油サブタンク	第四類	潤滑油	2500 L	2500 L					
ユーティリティ施設	UC	地下タンク貯蔵所 (屋外・地下)	-	第四類	非常用発電機燃料 (軽油)	25000 L	18900 L	目視	屋外消火栓、ABC消火器	無		
			非常用発電機室 (1)	燃料小出槽	第四類	非常用発電機燃料 (軽油)	燃料小出槽容量: 990L 最大取引量: 27000 L	740 L	自動火災警報器 (熱感知器、分布型熱感知器)	屋内消火栓、車載式消火器、ABC消火器	無	
			非常用発電機室 (2)	燃料小出槽	第四類	非常用発電機燃料 (軽油)	燃料小出槽容量: 990L 最大取引量: 27000 L	800 L				
薬品貯蔵所	-	地下タンク貯蔵所 (屋外・地下)	-	第四類	非常用発電機燃料 (軽油)	114000 L	77000 L	目視	屋外消火栓、ABC消火器	無		
			薬品貯蔵所 (屋外・地上)	薬品タンク	指定可燃物	ホルマリン	30000 L	21844 L	目視等 (貯槽には温度上限注意報あり)	屋外消火栓、ABC消火器	無	保管しているホルマリンについては今後使用する計画がないことから廃棄する。
分離精製工場	MP	試薬調整区域 (G643)	25kg袋詰め	第一類	亜硝酸ソーダ	2600 kg	0 kg	自動火災警報器 (熱感知器)	屋内消火栓、ABC消火器 G543、G643のTBP、ドデカン、ヒドラジン系統には粉末消火設備が備わっている。	無	廃止措置段階となったことから、再処理の運転に必要なであった試薬類は既に廃棄している。	
		試薬調整区域 (G643)、ユーティリティ室 (G144)、弁操作試薬調整区域 (G543)、分離第2セル (R109A)	200Lドラム缶、溶解受槽 V05、TBP中間貯槽 V51、溶解調整槽 V52、希釈剤受槽 V104、希釈剤洗浄器 R10	第四類	TBP	15000 L	0 L	自動火災警報器 (熱感知器)、セル内は温度警報装置 (FDT)				
		試薬調整区域 (G643)、ユーティリティ室 (G144)、弁操作試薬調整区域 (G543)、分離第2セル (R109A)	200Lドラム缶、溶解受槽 V05、第1希釈剤中間貯槽 V50、溶解調整槽 V52、第2希釈剤中間貯槽 V53、希釈剤受槽 V104、希釈剤洗浄器 R10	第四類	ドデカン	35000 L	0 L	自動火災警報器 (熱感知器)、セル内は温度警報装置 (FDT)				
		試薬調整区域 (G643)	20Lポリ容器	第四類	ヒドラジン (水溶性)	1000 L	0 L	自動火災警報器 (熱感知器)				
		ウラン濃縮脱硝室 (A022、A122、A222、A322)	熱線貯槽 V206 (A022) 及びポンプ・配管系統 (A122、222、322)	第四類	熱煤油	80 L	80 L	自動火災警報器 (煙感知器)				
		分岐室 (A147)	少量未消危険物置場	第四類	熱煤油 (廃油含む)	380 L	18 L	自動火災警報器 (煙感知器)				
		廊下 (A247)	少量未消危険物置場	第四類	熱煤油	0 L	0 L	自動火災警報器 (煙感知器)				
		モータ室 (G653)	エレベータ	第四類	作動油	829 L	829 L	自動火災警報器 (熱感知器)				
分析所 (屋外危険物保管含む)	CB	-	-	第四類	分析試薬等	少量危険物※2未済	自動火災警報器 (主として熱感知器)、屋外危険物保管箱は目視	屋内消火栓、ハロン消火器、CO2消火器、ABC消火器 (屋外危険物保管箱は屋外消火栓、ABC消火器)	無	ハロン消火器、CO2消火器はグローブボックス内火災の消火用。		
クリプトン回収技術開発施設	Kr	-	-	第四類	塗料、潤滑油	少量危険物※2未済	自動火災警報器 (主として煙感知器)	屋内消火栓、ABC消火器	無			
ブルトニウム転換技術開発施設	PCDF	-	-	第四類	酢酸、エタノール、冷凍機油	少量危険物※2未済	自動火災警報器 (主として煙感知器)	屋内消火栓、金属火災用消火器、ABC消火器	無	金属火災用消火器はグローブボックス内の消火用。		
ガラス固化技術開発施設 ガラス固化技術開発棟	TVF	-	-	第四類	洗浄剤、潤滑油、塗料等	少量危険物※2未済	自動火災警報器 (主として煙感知器)	屋内消火栓、ABC消火器	無			

※1 消防法に基づき許可された危険物の取扱数量。一般取扱所の場合は、貯蔵量と使用量を含めた値。(一般取扱所として届け出ている施設: 分離精製工場、焼却施設、ユーティリティ施設非常用発電機設備)

※2 少量危険物は消防法で定められた指定数量に満たない危険物。法人事業所の場合、指定数量の5分の1以上、指定数量未済。(ただし、指定数量以上を保管している施設の少量危険物は記載していない)

※3 消防法施行規則第19条第4号一項イに従い配備している消火剤の貯蔵量。



図 1 防火帯計画（全体）

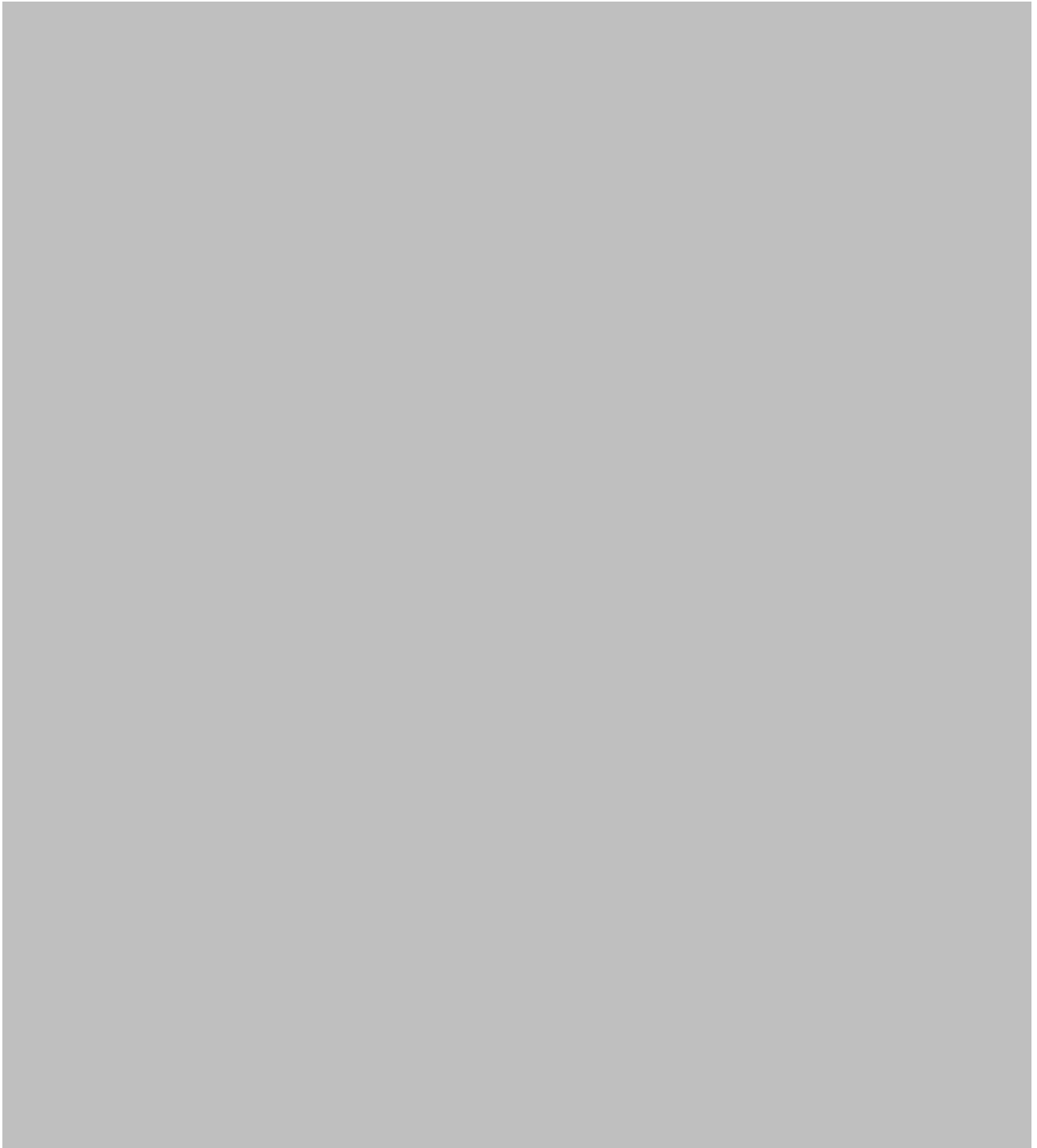


図 2 防火帯の状況（北側）

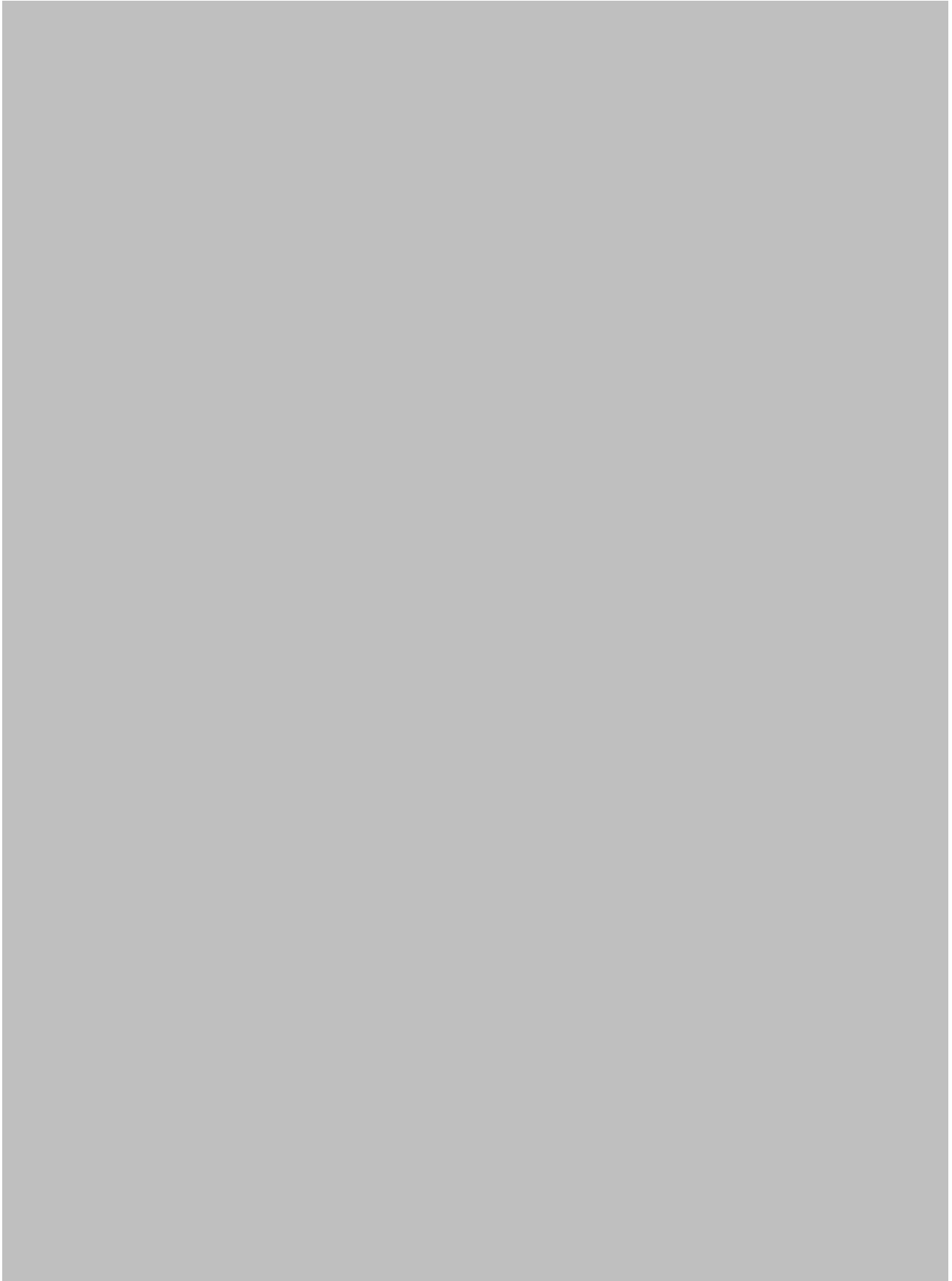


図 3 防火帯の状況（東側 その1）

6-1-4-8-6-2-12

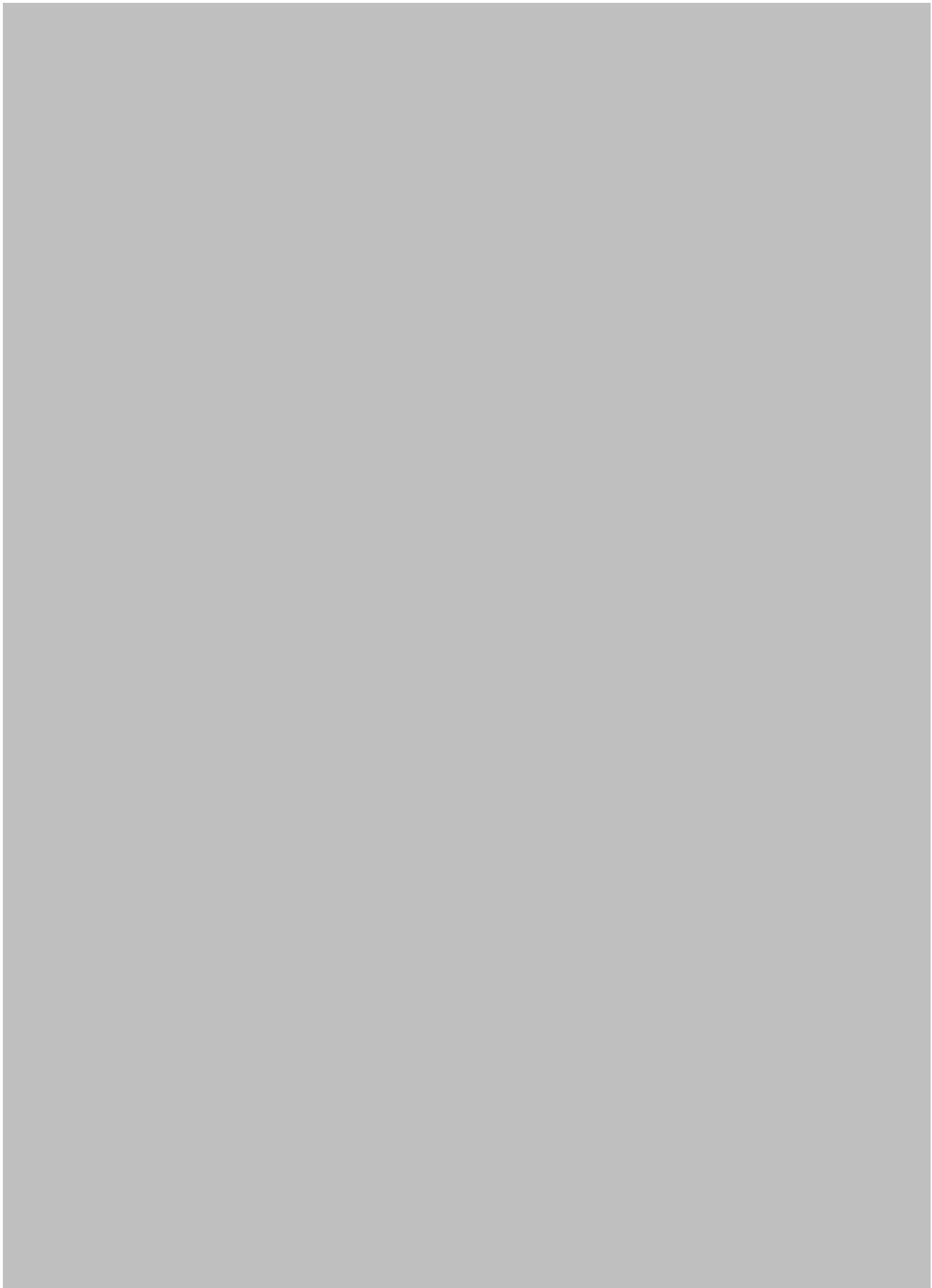


図 4 防火帯の状況（東側 その2）

6-1-4-8-6-2-13

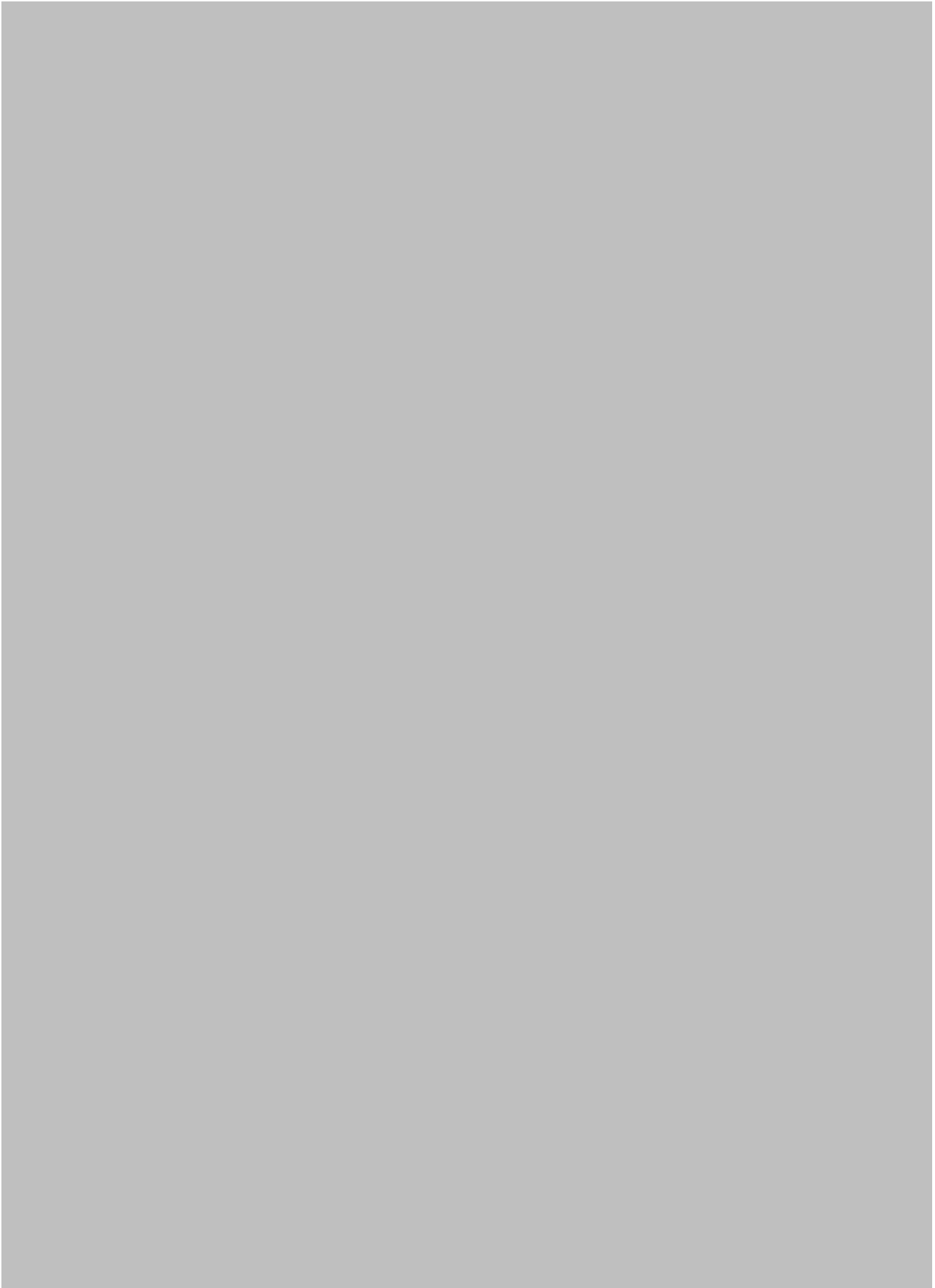


図 5 防火帯の状況（西側）

6-1-4-8-6-2-14

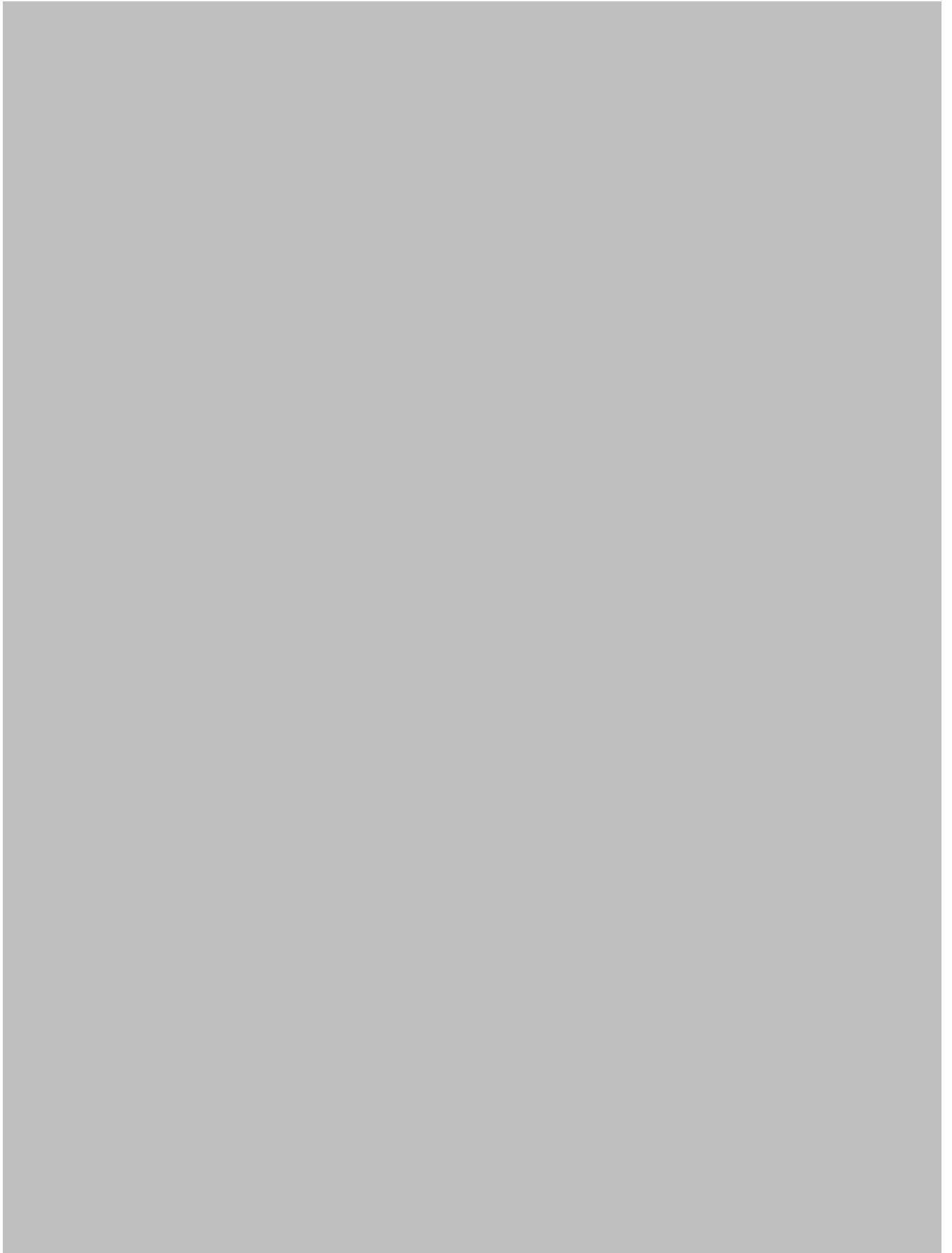


図 6 防火帯の状況（南側 その1）

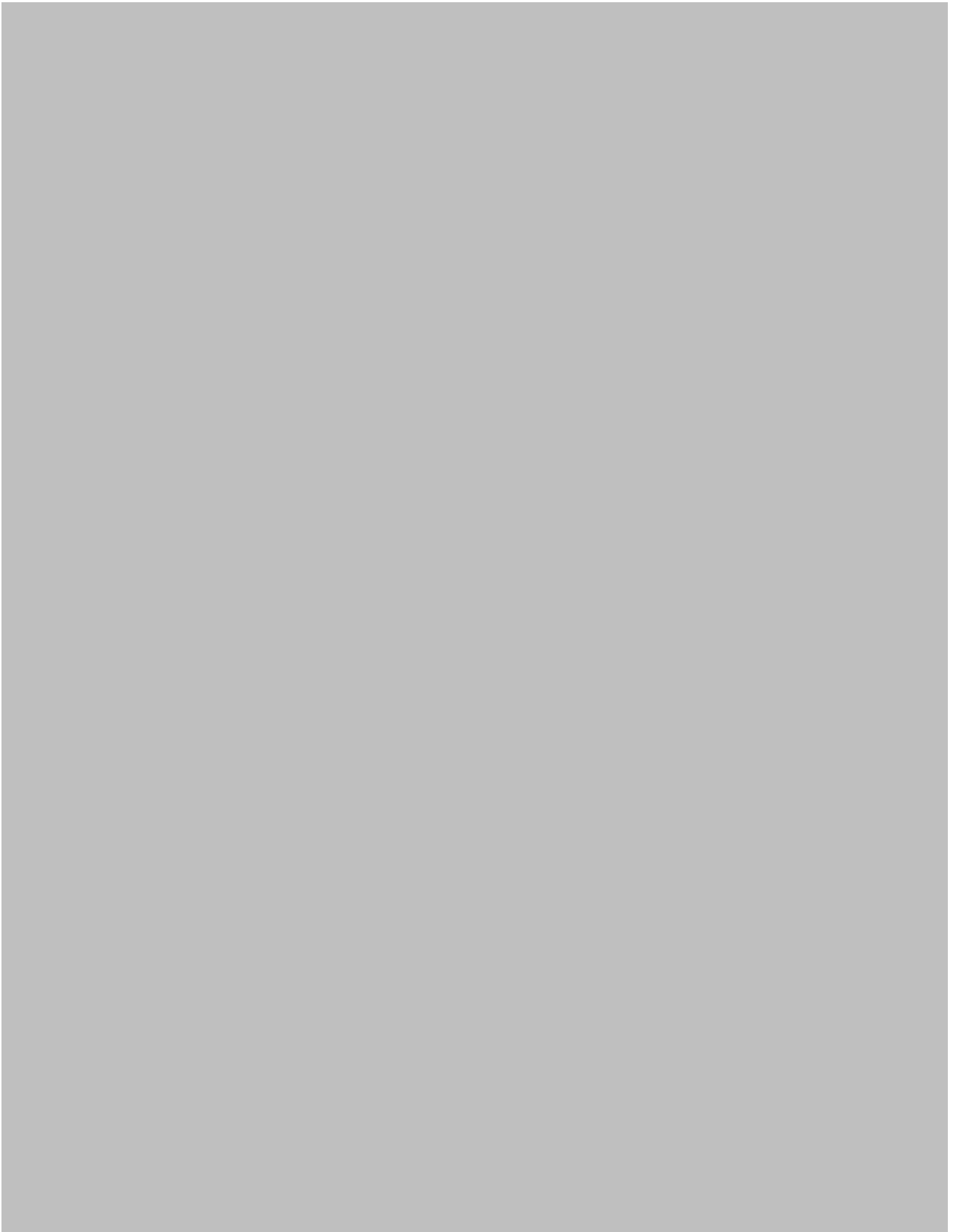


図 7 防火帯の状況（南側 その2）



青字：防護対象施設
黒字：防火帯内部にある屋外の危険物の保管設備
赤斜線エリア：防火帯（計画）
青破線：再処理敷地境界（保全区域境界）

図 8 防火帯内部にある屋外の危険物の保管設備の位置



図 9 セル内に危険物（廃溶媒）を保管する貯槽のある廃溶媒貯蔵場（WS）の地下 1 階の防消火設備



図 10 作業者が立ち入る室内に危険物（回収ドデカン）を取り扱う貯槽のある焼却施設（IF）の地下 1 階



図 11 作業者が立ち入る室内に危険物（ケロシン，オクチル酸カルシウム）を取り扱う貯槽のある焼却施設（IF）の地上 3 階の防消火設備